

## 水道・下水道のお手続きについて

引っ越し等により、水道・下水道の開始や休止などの場合には、雲仙市役所・各総合支所・雲仙出張所にて、水道及び下水道の**届け出が必要**です。また、雲仙市ホームページから電子申請もできます。

### ○水道・下水道の使用をはじめるとき

必要な手続き：(水道) 給水装置使用開始申込  
(下水道) 下水道使用(開始・再開)届

※届出がない場合の開栓は致しません。

また、平日 17:15 以降および閉庁日の開栓はおこなっておりません。あらかじめご了承ください。

※下水道がある地区は、瑞穂町・吾妻町・愛野町・千々石町・

小浜町(雲仙地区)です。対象地区においても一部となりますので、詳しくは下水道課へご確認ください。



### ○水道・下水道の使用をやめるとき

必要な手続き：(水道) 給水装置閉栓(休止・廃止)申込  
(下水道) 下水道使用(休止・廃止)届

※届出がない場合、水道・下水道の使用がなくても基本料金が発生します。ご注意ください。



### \*水道料金・下水道使用料のお支払い\*

**納入通知書**でのお支払い、もしくは**口座振替**をお選びいただけます。

#### 納入通知書でのお支払い

納入通知書を送付しますので、雲仙市役所および各総合支所・出張所窓口、コンビニエンスストア、スマートフォンアプリ、金融機関窓口等でお支払いください。

詳しくは、送付される納入通知書に記載しております。お支払い前にご確認ください。

※ゆうちょ銀行での納入通知書によるお支払いはできませんのでご注意ください。

※クレジットカードでのお支払いはできません。

#### 口座振替でのお支払い

下記金融機関の窓口、または郵便局の窓口で手続きをしてください。その際、通帳、通帳の印鑑が必要になります。

##### 対応する金融機関

- ・十八親和銀行
- ・島原雲仙農業協同組合
- ・九州労働金庫
- ・九州信用漁業協同組合連合会  
(県内店舗に限る)
- ・ゆうちょ銀行

十八親和銀行は  
電子申請も可能です



水道用 QR



下水道用 QR

◎水道料金の支払いが一定の期日を過ぎても確認できなかった場合、給水を停止いたします。

【お問い合わせ】 雲仙市環境水道部 水道課 ☎0957-47-7819  
下水道課 ☎0957-47-7826